

(別紙2)

論文審査の結果の要旨

岡沢亮

岡沢亮氏の博士学位申請論文「芸術と猥褻をめぐる裁判の法社会学」は、猥褻と芸術との関係性が「法」という領域でとりあげられる場合に、いかなる理由の体系、概念布置のもとに各々の行為（言語）実践が理解可能なものとしてひとびとに捉えられているのか、をエスノメソドロジー、概念分析の手法を用いて精緻に描き出したものである。芸術作品のわいせつ性が争われる裁判は、法律家と芸術家が新たな課題に直面し、それに実践的に対処する場であり、法と芸術が交錯する興味深い独特の社会現象である。こうした社会現象のあり方を解明するためには、まさにその参与者である法律家と芸術家によって行われている諸々の具体的実践に焦点を当てなければならない。本論文は、芸術作品のわいせつ裁判における参与者の実践がいかにして行われるのかを分析することを通じて、法と芸術が交錯する社会現象のあり方を解明している。

1章ではこの本稿の目標の提示に加え、その目標を達成するにあたって、法律家と芸術家が参与する次の3つの実践に焦点を当てることが述べられている。第1に、検察官のような法律家と、被告人や弁護側証人となった芸術家や芸術関係者との間の法廷の相互行為。第2に、裁判官による作品のわいせつ性の有無をめぐる法的判断。そして第3に、被告人となった芸術家が、わいせつ裁判を機会としてテクストを発表することを通じて行う実践である。

第II部の2章と3章では、先行研究の検討を通して方法論的立場が提示されている。2章では、法社会学を中心とする先行研究を検討し、本稿の課題をその文脈に位置付ける。そこで問題とされているのは、裁判や法廷の相互行為に着目する先行研究が提示してきた「法専門家による権力を用いた法の素人や他領域の専門家の抑圧」図式である。こうした先行研究の図式は、法と芸術が交錯する社会現象である芸術作品のわいせつ裁判の様々な側面を見落としてしまう。まず、裁判に参与する法律家や芸術家が常に「素人」や「専門家」であると研究者があらかじめ措定してしまうがゆえに、彼らがいつどのようにして自他に「専門家」や「素人」というカテゴリーを帰属させており、またそうしたカテゴリーの帰属がどのような実践を可能にしているのかが明らかにならない、とされる。また、法律家によるその他の訴訟当事者に対する「抑圧」を強調することによって、法律家とその他の訴訟当事者の協働的实践や、訴訟当事者による法律家への対抗的实践が十分に検討されなくなるとの批判的検討がされている。

先行研究の問題点を踏まえて本論文は、次の方針を立てている。すなわち――法廷の相互行為の参与者がどのような場面で何者として振舞っているのか、特にいかにして自他に「専門家」や「素人」などのカテゴリーを帰属しているのかを分析の焦点とする。また、被告人

や証人と弁護人との間で行われる協働的实践と、被告人が検察官などの法律家に対して行う対抗的实践が検討の対象とされる。

「法専門家による権力を用いた芸術専門家の抑圧」という図式に疑義を呈する方針は、裁判官による作品のわいせつ性の有無に関する法的判断を分析する際にも引き継がれる。すなわちそれは、個別具体的な法的判断の論理の分析によって、当の法的判断が恣意的なのかもっともらしいのかを改めて検討することで、法専門家が権力を用いて恣意的な法的判断を下しているという見方を再考するものといえるだろう。

その上で3章では方法論的立場として、個別具体的な文脈において人々に使用されている規範的な概念連関の分析を通じて、人々の実践がいかにして理解可能になっているのかを探求するエスノメソドロジを採用することが明記されている。3章補論では、特にエスノメソドロジの立場からのテキストデータの分析方法論について詳細な検討がなされている。

第Ⅱ部の4章と5章では、法廷の相互行為の分析がなされている。4章では、悪徳の栄え事件における弁護人と証人の協働的な相互行為が主題である。そこでは、一方で弁護人が質問を組み立てる中で、証人が文学の専門家として証言できるようにカテゴリー化を行い、特定の応答が優先的になるようなイエス／ノー・クエスチョンを用い、一つの質問が次の質問のための準備となるように複数の質問を構造化していること、他方で証人も応答の中で、文学の専門家として様々な専門的知識を投入しながら作者や作品を語り、作品のわいせつ性を否定する主張を展開していることが明らかにされている。

5章では、愛のコリーダ事件における被告人による検察官への対抗的实践がとりあげられている。そこでは、検察官の質問形式が要求する「はい／いいえ」の形式に適合しない「わかりません」という応答を行うことで、被告人は有罪につながる情報を与えないことが可能になっている。そして、こうした応答を行うことは、質問の不適切性を指摘することで正当化されている。被告人は自らに対してときに法の「素人」カテゴリーを帰属させ、性表現の限界に関する法的知識の非対称性を解消する責任を検察官に改めて帰属することによって、またときに「芸術専門家」カテゴリーを帰属させ、専門家の作品制作の動機を検察官は理解できないと示すことによって、検察官の質問の不適切性を指摘している。すなわち被告人は、自分に対して「素人」と「芸術専門家」カテゴリーを使い分けながら質問の不適切性を指摘し、また質問の不適切性の指摘という方法を用いることによって、検察官の質問形式に適合しない応答を行うという対抗的实践を展開している。こうした分析が、詳細なデータ分析により示される。

第Ⅲ部の6章と7章では、裁判官による作品のわいせつ性の有無をめぐる法的判断の方法が分析されている。6章では愛のコリーダ事件一審判決を取り上げる。そこでの作品のわいせつ性の有無をめぐる裁判官の法的判断が、動作概念・演技概念・リアリティ概念の連関の有無、性器部分の消除と有徴化という行為概念の連関、特定の表情や道具に関する概念と性交という活動に関する概念との連関に基づいていることが明らかにされている。それを

踏まえて、こうした法的判断が論理立っていないという意味で恣意的なのではなく、むしろもっともらしさを有する実践として理解可能になっていることが説得的に議論されている。

7章ではメイプルソープ事件最高裁判決に焦点を当て、美術評論家に対する特定の能力の期待、人間と植物の間にある性的なものとしての理解可能性の差異、カラー写真と白黒写真の刺激の強さの差異などに関する常識的知識に依拠することで、争点となった写真集のわいせつ性を否定する法的判断がもっともらしさを獲得していることが論じられる。そのうえで、裁判官は作品のわいせつ性判断においていかなる種類の知識を用いるべきかをめぐる既存の提言を再検討するにあたって、実際に法的判断において使用されている常識的知識を析出し、それを他の種類の知識に置き換えた場合に、作品のわいせつ性の有無をめぐる法的判断にどのような帰結が生じるかを比較検討することが参考になると論じられる。

そのうえで第IV部の8章では、芸術家がわいせつ裁判を機会としてテキストを発表し、そのなかで展開する実践に焦点があてられている。そこでは、次のような実践とその方法が見られると著者は言う。第1に、裁判で被告人となった芸術家たちは、問題となった作品や作者に対する評価を改めて行っている。その評価実践は、自らを文学や芸術の専門家としてカテゴリー化し、裁判における法的な作品評価を批判しそれと対比的に自身の評価を提示するという方法のもとで行われている。そして、こうした評価実践を行うことによって、芸術を適切に評価する能力を持つ自身と、そうした評価ができない裁判関係者とを差異化している。第2に、芸術家たちは法的文脈以外の文脈の中で、裁判を法的文脈とは異なる独特の仕方で意味づけている。すなわち、争点となった作品や作者に対する理解を普及させたことや、将来のわいせつ裁判の参与者の助けになる功績を残したことを、自身にとっての裁判の結果やその意味として位置づけている。

これらの実践は、裁判の結果を判決のみとしてとらえるのではなく、より拡大された時間軸の上での長期的な帰結としてとらえるという方法のもとで、言い換えれば結果概念の用法を拡張するという方法のもとで行われているといえよう。

9章では、本稿の結論、法社会学に対する意義、エスノメソドロジー研究に対する意義が述べられている。

芸術作品のわいせつ裁判という法と芸術が交錯する社会現象のあり方を解明するという目標に対応する結論は、次のように表現されている。①まず、法社会学の先行研究が提示してきた「法専門家による権力を用いた芸術専門家の抑圧」という図式は、芸術作品のわいせつ裁判という法と芸術が交錯する社会現象の記述として不十分であり、そこでは見落とされている側面が多くある。そうした側面とはまず、法専門家とされうる弁護士と芸術専門家とされうる証人の協働的实践であり、被告人による検察官に対する対抗的实践である、と。②次に、裁判官が様々な常識的知識に依拠して法的判断を正当化することで、当の実践がもっともらしいものとして理解可能になっていることである。また芸術家が裁判によって法専門家から抑圧されているだけではなく、それを機会として利用しテキストを発表することを通じて、作品評価、法律家と自身の差異化、法的文脈とは異なる仕方での裁判の意味づ

けといった実践を能動的に展開している、と。

口頭試問においては、具体的なエスノメソドロジ的な分析の解釈の当否のほか、社会学や法社会学、法学の領域における本論文の位置づけについて議論がなされ、狭義の法社会学にとどまらない問題設定を持っていることをもっと明示してもよかったのではないか、この論文が持つ射程、後続論文への与える示唆について積極的に論じることもできたのではないか、等質問が寄せられたが、総じて適切に回答しており、一書として公刊される場合の学問的可能性が確認できた。法社会学の先行研究の図式の問題点を示し、それに収まらない実践や現象のあり方を解明し、そうした解明のための方法論的立場としてのエスノメソドロジの有効性を示すという課題は十分に達成されていること、また、法廷の相互行為における新たな実践の方法を解明したこと、エスノメソドロジ研究と実践への批判的関心の両立可能性を示したこと、相互行為とテキストを共に分析することの重要性を示したことなど、本論文の学術的成果はきわめて大きく、審議の結果、博士（社会情報学）の学位の水準を満たしている研究論文であると判定し、審査員の総意として、最終審査を合格とした